

医政発 0528 第 2 号
令和 3 年 5 月 28 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための
医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について (通知)

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 49 号。以下「改正法」という。) が本日公布され、改正法のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 (平成元年法律第 64 号。以下「法」という。) の一部改正 (都道府県計画及び基金の見直しに関する事項及び再編計画に関する事項) については、同日付けで施行となります。

これに伴い、施行に必要な関係政令等の整備を行うため、本日、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令 (令和 3 年政令第 160 号。以下「改正政令」という。) 及び地域における医療及び介護の総合的な促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (令和 3 年厚生労働省令第 101 号。以下「改正省令」という。) が公布され、いずれも同日付けで施行となります。

これらの趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

人口減少・高齢化が着実に進む中で、医療ニーズの変化を見据えつつ、質の高い効率的な医療提供体制を維持していくため、地域医療構想の実現に向けた、地域における病床の機能の分化・連携を推進するための医療機関の取組の支援を強化することとし、都道府県計画及び基金の見直し並びに再編計画に関する規定の新設を講じるもの。

第 2 改正の内容

1 都道府県計画及び基金の見直しに関する事項

都道府県が都道府県計画に定めることができる事項として、「地域医療構想の達成に向けた医療機関 (地域における病床の機能 (医療法 (昭和 23 年

法律第 205 号) 第 30 条の 3 第 2 項第 6 号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。) の分化及び連携を推進するために当該地域における病床数の変更を伴う取組を行うものに限る。) の運営の支援に関する事業」を追加し、地域医療介護総合確保基金のうち当該事業に係るものについては、国は、その財源に充てるために必要な資金の全額を負担するものとする。

当該事業を含む地域医療介護総合確保基金に係る手続き等については、追って定めることとする。

2 再編計画に関する事項

医療機関の開設者は、単独で又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための 2 以上の医療機関の再編の事業（以下「医療機関の再編の事業」という。）に関する計画（以下「再編計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、当該再編計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

当該認定に係る手続等については、次に掲げるとおりとすること。

なお、所得税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 11 号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年財務省令第 21 号）の施行に伴い、再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の軽減措置の適用を受けることができる。その手続等については、「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」（令和 3 年 5 月 28 日付け医政発 0528 第 4 号厚生労働省医政局長通知）を参照すること。

(1) 再編計画の認定

① 再編計画の認定の申請書類

再編計画の認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。また、厚生労働大臣は、次に掲げる書類のほか、再編計画が④に掲げる要件に適合するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

なお、申請する再編計画（②エ及びオに掲げる事項に係る部分を除く。）は、あらかじめ医療法第 30 条の 14 第 1 項に規定する協議の場合（以下「地域医療構想調整会議」という。）に提出し、その協議を経たものでなければならない。

ア 当該申請をしようとする者が法人である場合には、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面

イ 当該申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し

ウ 当該申請をしようとする者の最近 2 期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近 1 年間の事業内容の概要を記載した書類）

エ 再編計画が、地域医療構想調整会議における協議に基づくもので

あることを示す書類

- オ 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類
- カ 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類

② 再編計画の記載事項

再編計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ア 医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項
- イ 医療機関の再編の事業の内容
- ウ 医療機関の再編の事業の実施時期
- エ 医療機関の再編の事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- オ 医療機関の再編の事業の用に供する不動産を取得する場合には、当該不動産に関する事項

③ 再編計画の認定の申請方法

再編計画の認定の申請は、その計画に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事を経由してするものとする。

④ 再編計画の認定の基準

厚生労働大臣は、再編計画の認定の申請があった場合において、当該申請に係る再編計画が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、再編計画の認定をするものとする。

- ア 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するために適切なものであること。なお、以下に該当する場合には、適切とは判断できないこと。
 - ・ 再編前後の対象医療機関の病床機能別病床数の合計について、当該医療機関が所在する構想区域において不足する病床機能以外の病床機能の病床数の合計が増加する場合（理由がやむを得ないものと認められない場合に限る。）
 - ・ 再編後の医療機関において、病床が全て稼働していない病棟（過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成されている病棟をいう。）を有することとなる場合
- イ 再編計画の記載事項が、地域医療構想調整会議における協議に基づくものであること。

⑤ 関係都道府県の意見の聴取

厚生労働大臣は、再編計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県の意見を聴かなければならない。

⑥ 再編計画の認定の通知

厚生労働大臣は、再編計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県に通知しなければならない。

(2) 再編計画の変更

① 再編計画の変更の認定

再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、当該再編計画の変更をしようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。ただし、以下に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

ア 医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項の変更のうち、都道府県知事が個別に軽微と認める変更

イ 医療機関の再編の事業の内容の変更のうち、都道府県知事が個別に軽微と認める変更

ウ 医療機関の再編の事業の実施時期の6月以内の変更

エ 医療機関の再編の事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

オ 医療機関の再編の事業の用に供する不動産を取得する場合には、当該不動産に関する事項

② 軽微な変更の場合の届出

再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、①に掲げる軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を当該再編計画に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

具体的には、軽微な変更をした後おおむね6月以内に、当該変更について厚生労働大臣に届け出ることとし、時期の異なる複数の軽微な変更をまとめて届け出ることにも可能とする。

③ 再編計画の変更の認定の申請方法等

(1) ③～⑥については、再編計画の変更の認定について準用する。

(3) 報告の聴取

厚生労働大臣は、再編計画の認定を受けた再編計画（変更の認定又は変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。）に係る医療機関の再編の事業を行う医療機関の開設者（以下「認定医療機関開設者」という。）に対し、当該認定再編計画に係る医療機関の再編の事業の実施状況に関し報告をさせることができる。

(4) 再編計画の認定の取消し

厚生労働大臣は、認定再編計画が(1)④の再編計画の認定の基準のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定医療機関開設者が認定再編計画に従って医療機関の再編の事業を実施しないときは、再編計画の認定を取り消すことができる。(1)⑤及び⑥については、再編計画の認定の取消しについて準用する。

法 11 条の 2 第 1 項の認定の申請等の手続きについて

第 1 認定の申請手続き

法第 11 条の 2 第 1 項の認定の申請は、以下のとおり行うこと。

(1) 申請書の作成

申請者は、認定に必要な再編事業に関する所定の事項を別記様式 1 に基づき記載すること。

(2) 事前の地域医療構想調整会議での合意

申請にあたって、別記様式 1 の別紙 1 に基づく再編計画の記載事項について、地域医療構想調整会議において、協議がなされ合意されていること。

(3) 申請書の提出方法

別記様式 1 に基づき記載した申請書及び以下の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出すること。

- ① 登記事項証明書及び定款の写し、又はこれらに準ずるもの（申請をしようとする者が法人である場合）※ 1
- ② 住民票の写し（申請をしようとする者が個人である場合）※ 1
- ③ 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書※ 2
- ④ 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類※ 3
- ⑤ 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類※ 4
- ⑥ 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類※ 5

※ 1 これらの書類は、当該再編事業を行う全ての者のものを添付すること。

※ 2 これらの書類は、最近 2 期間の確定決算に基づく書類を添付すること。これらの書類がない場合にあつては、最近 1 年間の事業内容の概要を記載した書類を添付すること。

※ 3 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類には、当該会議に提出した全ての書類及び当該会議の議事録を添付すること。

※ 4 土地の概要が分かる書類にあつては登記事項証明書を添付すること。

※ 5 建物の概要が分かる書類にあつては建設にかかる基本的な計画等の書類を添付すること。

第 2 認定再編計画の変更手続き

(1) 変更申請書の作成

認定医療機関開設者は、認定再編計画について変更しようとするときは変更事項を別記様式 2 に基づき記載すること。

(2) 事前の地域医療構想調整会議での合意

変更申請にあたって、変更する再編計画の記載事項について、地域医療構想調整会議において、協議がなされ合意されていること。

(3) 申請書の提出方法

別記様式2に基づき記載した変更申請書及び以下①～④の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出すること。なお、③、④については、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。

- ① 変更後の再編計画（別記様式1の別紙1及び別紙2）
 - ② 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類※1
 - ③ 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類※2
 - ④ 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類※3
- ※1 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類には、当該会議に提出した全ての書類及び当該会議の議事録を添付すること。
- ※2 土地の概要が分かる書類にあたっては登記事項証明書を添付すること。
- ※3 建物の概要が分かる書類にあたっては建設にかかる基本的な計画等の書類を添付すること。

第3 認定再編計画の軽微な変更の手続き

(1) 軽微変更届出書の作成

認定医療機関開設者は、認定再編計画について軽微な変更をしようとするときは変更事項を別記様式3に基づき記載すること。

(2) 軽微変更届出書の提出方法

別記様式3に基づき記載した軽微変更届出書及び以下①～③の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出すること。なお、②、③については、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。

- ① 変更後の再編計画（別記様式1の別紙1及び別紙2）
 - ② 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類※1
 - ③ 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類※2
- ※1 土地の概要が分かる書類にあたっては登記事項証明書を添付すること。
- ※2 建物の概要が分かる書類にあたっては建設にかかる基本的な計画等の書類を添付すること。

第4 認定再編計画の実施状況の報告の手続き

(1) 実施状況報告書の作成

認定医療機関開設者は、認定再編計画の実施状況について報告をしようとするときは報告事項を別記様式4に基づき記載すること。

(2) 実施状況報告書の提出方法

別記様式4に基づき記載した実施状況報告書及び以下①～②の書類を申請者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出すること。

- ① 認定再編計画（別記様式1の別紙1及び別紙2）
- ② その他厚生労働大臣が求める書類

別記様式第1

再編計画の認定申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者
住 所
医療機関名
氏 名

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第11条の2第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、再編の事業を行う全ての医療機関の開設者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、A4とすること。

(別紙1)

再編計画

1. 医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項

開設者及び設置主体								
施設名								
所在地								
構想区域名								
病床機能別病床数	申請時の状況	総病床数	一般病床及び療養病床					その他 (一般病床・療養病床以外)
			高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	
標榜診療科								
職員数		医師	歯科医師	看護師	准看護師	看護補助者	助産師	理学療法士
		作業療法士	言語聴覚士	薬剤師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	管理栄養士
病院建物建築年次								

開設者及び設置主体								
施設名								
所在地								
構想区域名								
病床機能別病床数	申請時の状況	総病床数	一般病床及び療養病床					その他 (一般病床・療養病床以外)
			高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	
標榜診療科								
職員数		医師	歯科医師	看護師	准看護師	看護補助者	助産師	理学療法士
		作業療法士	言語聴覚士	薬剤師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	管理栄養士
病院建物建築年次								

※ 表は医療機関数によって適宜追加すること

2. 医療機関の再編の事業の内容

(1) 再編事業の概要

再編後の医療機関が存する構想区域名	
再編事業を行う医療機関が当該構想区域で再編後に担う役割	・ ・
その他	

※ 行は必要に応じて適宜追加すること

※ 「再編事業を行う医療機関が当該構想区域で再編後に担う役割」については、再編事業を行う医療機関以外の医療機関との役割分担についても記載すること。

(2-1) 再編後の医療機関に関する事項

開設者及び設置主体								
施設名								
再編後の所在地								
病床機能別病床数	申請時の状況	総病床数	一般病床及び療養病床					その他 (一般病床・療養病床以外)
			高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	
標榜診療科								
職員数		医師	歯科医師	看護師	准看護師	看護補助者	助産師	理学療法士
		作業療法士	言語聴覚士	薬剤師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	管理栄養士

※ 表は医療機関数によって適宜追加すること

(2-2) 再編前後の対象医療機関の病床機能別病床数の合計

対象医療機関の病床機能別病床数の合計		総病床数	一般病床及び療養病床					その他 (一般病床・療養病床以外)
			高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	
		再編前						
再編後								

※再編の事業を行う全ての医療機関の病床機能別病床数の合計を記入すること

3. 医療機関の再編の事業の実施時期

実施期間	年度 ～ 年度
計画年度	実施内容
年度	・

※実施内容については、実施月を記載するなど実施時期が分かるように記入すること。

(別紙2)

4. 再編の事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

費用	調達先	資金の借入れ	自己資金	その他	合計	備考
所要額						

※ 内容を補足する資料を参考資料として適宜添付すること

5. 再編の事業の用に供するために取得する不動産に関する事項

(土地)

(単位：㎡)

	所在地番	地目	面積	その他	購入時期
1					
2					
3					

※ 再編の事業の用に供するために土地を取得しない場合は、本項目は記入不要

※ 再編の事業の用に供するために土地を取得する場合は、土地の概要が分かる資料を添付すること

(建物)

(単位：㎡)

	所在家屋番号	種類・構造	床面積	その他	着工時期	竣工時期
1						
2						
3						

※ 再編の事業の用に供するために病棟等を建築（増改築を含む）しない場合は、本項目は記入不要

※ 再編の事業の用に供するために病棟等を建築（増改築を含む）する場合は、図面、設計書等、工事の概要が分かる資料を添付すること

添付書類

1	登記事項証明書及び定款の写し、又はこれらに準ずるもの(申請しようとするものが法人である場合) ※1
2	住民票の写し(申請をしようとする者が個人である場合) ※1
3	事業報告書、貸借対照表及び損益計算書 ※2
4	地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類 ※3
5	再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類 ※4
6	再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類 ※5

- ※1 これらの書類は、当該再編事業を行う全ての者のものを添付すること。
- ※2 これらの書類は、最近2期間の確定決算に基づく書類を添付すること。これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類を添付すること。
- ※3 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類には、当該会議に提出した全ての書類及び当該会議の議事録を添付すること。
- ※4 土地の概要が分かる書類にあたっては登記事項証明書を添付すること。
- ※5 建物の概要が分かる書類にあたっては建設にかかる基本的な計画等の書類を添付すること。

別記様式第2

再編計画の変更申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者
住 所
医療機関名
氏 名

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第11条の6第1項の規定に基づき、認定再編計画の変更について認定を受けたいので申請します。

記

1. 変更する認定再編計画

認定再編計画番号	
再編の事業の 対象医療機関	

2. 変更の内容

変更した記載事項	変更内容

(備考)

- 1 変更後の再編計画を添付すること。
- 2 地域医療構想調整会議において協議されたことを証する書類（当該会議に提出した全ての書類及び当該会議の議事録）を添付すること。
- 3 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類（登記事項証明書）について、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。
- 4 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類（建設にかかる基本的な計画等）について、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。
- 5 「申請者」には、再編の事業を行う全ての医療機関の開設者を記載すること。
- 6 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、A4とすること。

別記様式第3

再編計画の軽微変更届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者
住 所
医療機関名
氏 名

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第11条の6第2項の規定に基づき、認定再編計画の軽微な変更を行ったので、届出書を提出します。

記

1. 変更する認定再編計画

認定再編計画番号	
再編の事業の 対象医療機関	

2. 軽微な変更の内容

変更した記載事項	変更内容

(備考)

- 1 変更後の再編計画を添付すること。
- 2 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類（登記事項証明書）について、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。
- 3 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類（建設にかかる基本的な計画等）について、変更内容に伴って申請時に添付した書類に変更が生じる場合にのみ添付すること。
- 4 再編計画（別紙1）における「2.（2-1）」のうち「再編後の所在地」及び「5」に変更がある場合は、不動産の取得前に届け出ること。
- 5 「申請者」には、再編の事業を行う全ての医療機関の開設者を記載すること。
- 6 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、A4とすること。

別記様式第4

再編計画の実施状況報告書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者
住 所
医療機関名
氏 名

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第11条の7の規定に基づき、認定再編計画の実施状況について報告します。

記

1. 報告する認定再編計画

認定再編計画番号	
再編の事業の 対象医療機関	

2. 再編の事業の実施状況

実施期間	年度 ～ 年度	
計画年度	実施内容	現在の実施状況
年度	・	

(備考)

- 1 認定再編計画を添付すること。
- 2 その他厚生労働大臣が求める書類を添付すること。
- 3 「申請者」には、再編の事業を行う全ての医療機関の開設者を記載すること。
- 4 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、A4とすること。

医政発 0528 第 4 号
令和 3 年 5 月 28 日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について

所得税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 11 号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年財務省令第 21 号。以下「改正省令」という。）の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 11 条の 2 第 1 項に規定する再編計画の認定（同法第 11 条の 6 第 1 項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の軽減措置が本日より講じられることとなりました。

当該軽減措置の適用を受けるために必要な手続き等について、下記のとおり定めることとしたため、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

記

1 趣旨

地域医療構想の実現のため、再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率を軽減するもの。

2 概要

(1) 制度の概要

令和 3 年 5 月 28 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な土地の取得をし、取得後 1 年以内に所有権の移転の登記を行った場合、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率を 1000 分の 10（本則 1000 分の 20）とし、建物の建築をし、建築後 1 年以内に建

物の所有権の保存の登記を行った場合、当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率を1000分の2（本則1000分の4）とする。

(2) 医療機関における手続

再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築した土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、

- ① 登記を行う前に、改正省令による改正後の租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第30条の4の規定に基づき、別添様式の租税特別措置法適用証明申請書に必要事項を記載の上、厚生労働省に申請を行うこと。

※ 租税特別措置法適用証明書の申請については、再編計画の認定の申請日以降に、下記申請先に郵送することとする。申請に当たっては、返信用封筒（A4の証明書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付すること。）を併せて送付すること。

- ② 当該土地の取得又は建物の建築後1年以内に、登記の申請書に厚生労働省より交付を受けた租税特別措置法適用証明書を添付した上で、登記所において登記を行うこと。

3 照会・申請先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館20階
厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室

TEL:03-3595-2186（内線：2661）

FAX:03-3503-8562

Email: iryo-keikaku@mhlw.go.jp

様式（第 80 条の 3 第 1 項又は第 2 項関係）

租税特別措置法適用証明申請書

年 月 日

厚生労働大臣 名 殿

主たる事務所の所在地

名 称

代表者の資格及び氏名

（注 1）

下記事項が租税特別措置法第 80 条の 3 第○項に該当するものであることにつき、租税特別措置法施行規則第 30 条の 4 第○項の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人 （注 2）
2. 上記登記申請人が、租税特別措置法第 80 条の 3 第 1 項に規定する医療機関の開設者であること
3. 租税特別措置法第 80 条の 3 第 1 項に規定する地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 11 条の 2 第 1 項（変更の認定の場合には、同法第 11 条の 6 第 1 項）の認定年月日
年 月 日
4. 不動産の表示（別紙） （注 3）
5. 上記不動産が、租税特別措置法第 80 条の 3 第 1 項に規定する再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要なものであること
6. 上記登記申請人が、上記不動産の取得又は建築をした年月日
年 月 日

上記事項は、租税特別措置法第 80 条の 3 第○項に該当するものであることを証明します。

番 号

年 月 日

厚生労働大臣

印

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

(注1) 申請者である法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の資格及び氏名を記載する。
申請者が個人の場合は、住所、屋号及び氏名を記載する。

(注2) 「上記証明申請者と同じ」と記載すること。

(注3) 別紙には、所有権の移転又は保存の登記をすべき不動産の表示を記載する。

(1) 土地の場合 所在、地番、地目及び地積

(2) 建物の場合 所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(別紙)

1. 土地

所 在	地 番	地 目	地 積

(注1) 「所在」、「地番」、「地目」及び「地積」欄は、いずれも登記事項証明書の記録に合わせて記載する。

2. 建物

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積

(注1) 「所在」、「家屋番号」、「種類」、「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記事項証明書の記録に合わせて記載する。